

『行田市地域防災計画』改正概要

(資料 4)

県の計画を踏まえた改正

埼玉版FEMA図上訓練への参加

埼玉県により令和2年度から年6回程度、埼玉版FEMA図上訓練が実施されている。
市は、当該訓練で行われた実施内容等について、市の図上訓練に反映するとともに、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。
(第1編 P27)

北海道・三陸沖後発地震注意情報

第1 基本方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定める。

第2 実施計画は、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置と同様
(第2編 P212-1)

『行田市地域防災計画』改正概要

現状を踏まえた修正

食料、生活必需品の供給等担当班(第2編 P170)

- ・ 管財・輸送班、物資班、商工対策班に「応援協定締結先との連絡調整」を明記

内水ハザードマップ(第3編 P4 ほか)

- ・ 毎年度、内水ハザードマップ(浸水実績)を作成していることを明記

忍川の浸水対策事業(第3編 P8)

- ・ 校庭貯留(忍小、南小)整備を追加

時点修正

機関名変更による改正(第1編 P11 ほか)

- ・ 利根導水総合事業所 → 利根導水総合管理所

機構改革による改正(第1編 P15～P18 ほか)

- ・ 課の新設、分割、統合
収納課、人権・男女共同参画推進課、地域共生社会推進課、健康課、こども家庭センター
生涯学習課、スポーツ振興課

資料編

- ・ 行田市防災会議条例(委員に自衛官の追加)、災害時応援協定(1自治体、10事業者追加) ほか

様式編

- ・ 罹災証明書